子ども・子育て支援対策調査
特別委員会報告資料

令和７年７月８日

報告事項件名　　頁

（教育指導部）なし

（学校運営部）なし

（子ども家庭部）

（１）乳幼児を対象にした夏の遊び場確保事業の試験実施について・・・・・・・２
（２）就学前教育・保育施設の第１子保育料無償化等について・・・・・・・・・３
（３）令和７年４月１日の保育所等利用待機児童の状況について・・・・・・・・６
（４）居宅訪問型保育事業による医療的ケア児支援（案）について・・・・・・・12
（５）令和７年度学童保育室待機児童の状況について・・・・・・・・・・・・・13
（６）こども家庭センターの機能設置について・・・・・・・・・・・・・・・・15

（教育委員会）

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和７年７月８日

件　　名	**乳幼児を対象にした夏の遊び場確保事業の試験実施について**
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	乳幼児を対象にした夏の室内遊び場の確保対策として、以下の事業を試験的に実施する。 **１　事業名** 「夏の遊び場 in 足立区役所」 **２　目的** （１）猛暑により外で遊ぶことができない場合でも、子どもたちが室内で安全に遊べる場所を提供する。 （２）家庭でもできる運動遊びを通じ、親子の触れ合いにつなげる。 （３）子育て相談により、子育ての不安や悩みの解消につなげる。 **３　日時** 令和７年８月１６日（土）、１７日（日）午前１０時～午後３時 **４　会場** 庁舎ホール **５　対象** 乳幼児とその保護者 **６　主な内容（予定）** （１）ボールプールの設置 （２）紙飛行機やボールを使った、家庭でも実践できる運動遊び （３）図書館による絵本の出張展示・貸出 （４）保育コンシェルジュや保育士による子育て相談 **７　主なＰＲ方法** （１）あだち広報７月２５日号、区ＨＰ、区公式ＳＮＳ、コドモン （２）保育施設や保健センター、子育てサロンなどへのチラシ配布 **８　今後の方針** 対象世帯に魅力的な内容となるよう、子ども家庭部内に加え、衛生部や中央図書館などと連携しながら準備を進めていく。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和７年７月８日

件　　名	**就学前教育・保育施設の第１子保育料無償化等について**
所管部課名	子ども家庭部　保育・入園課 幼稚園・地域保育課
内　　容	令和７年９月開始予定の、東京都が進める教育・保育施設の第１子保育料無償化に伴い、足立区の補助拡充について報告する。

１　第１子の保育料が無償相当(※)となる教育・保育施設

区　分	施設数
（１）認可保育施設等	
ア　認可保育所	153 園
イ　認定こども園	6 園
ウ　小規模保育	26 園
エ　家庭的保育（保育ママ）	86 施設
オ　区立認可外保育施設	2 園
（２）私立幼稚園	43 園
（３）認証保育所	33 園
（４）私立認可外保育施設	44 園
（５）ベビーシッター（待機児童支援）	16 事業者

※　認可保育施設等の延長保育料は、無償化の対象外。また、（２）～（５）の施設においては、保育料が補助の上限額を超える場合、その超過分は利用者負担となる。

２　認可保育施設等の第１子保育料無償化

（１）認可保育施設等の第１子（０～２歳児・課税世帯）の保育料を無償化する。

子ども数	０～２歳児クラス		３～５歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第１子	**無償化** ［拡充前:保育料 5,100 円～75,500 円。区民税額等により算定］（約 2,200 人）	無償 ［H30 年 4 月～］ （約 500 人）	無償 ［R 元年 10 月～］ （約 7,400 人）
第２子以降	無償　［R5 年 10 月～］ （約 2,400 人）		

※（ ）内の人数は対象者数

（２）認可保育施設等の第１子（０～２歳児・課税世帯）の保育料無償化については、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に令和７年４月１７日に諮問し、同年５月８日に答申を受けており、本第２回定例会に別途条例改正案を上程している。

３　私立幼稚園預かり保育利用者への補助額拡充

（１）預かり保育を利用する満３歳児（保育園でいう２歳児）の第１子・課税世帯に対する補助額を、第２子以降と同額まで補助する。

（２）第１子（満３歳児・課税世帯）については、現在、利用者一人当たり年平均６８，９２０円の自己負担が生じているが、拡充後は年平均２７０円に減少する見込み。

世帯状況	子ども数	満３歳児クラス	
		２歳	３歳
課税	第１子	**新設** **8 月 24,000 円、その他の月 16,300 円まで補助**（約 140 人） ［拡充前：補助なし］	**新設** **8 月 24,000 円、その他の月 16,300 円まで補助**（約 100 人） ［拡充前：補助なし］
	第２子以降	8 月 24,000 円、その他の月 16,300 円まで補助（約 150 人）	8 月 24,000 円、その他の月 16,300 円まで補助（約 110 人）
非課税	問わず		

※　（　）内の人数は対象者数

４　認証保育所利用者への補助額拡充

認証保育所に通う第１子（０～２歳児・課税世帯）について、第２子以降と同額の補助額上限に引き上げるとともに、東京都が並行して実施する全利用者を対象とした補助基準額の拡充にあわせて、補助額を増額する。

※　（　）内の人数は対象者数

子ども数	０～２歳児クラス		３～５歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第１子	**拡充** **月 80,000 円まで補助**（約 390 人） ［拡充前：月 40,000 円まで］	**拡充** **【保育の必要性あり】月 80,000 円まで補助**（約 10 人） ［拡充前：月 67,000 円まで］	**拡充** **【保育の必要性あり】月 77,000 円まで補助**（約 70 人） ［拡充前：月 57,000 円まで］
		拡充 **【保育の必要性なし】月 55,000 円まで補助**（約 10 人） ［拡充前：月 42,000 円まで］	**拡充** **【保育の必要性なし】月 57,000 円まで補助**（約 10 人） ［拡充前：月 37,000 円まで］
第２子以降	**拡充** **月 80,000 円まで補助**（約 390 人） ［拡充前：月 67,000 円まで］	**拡充** **月 80,000 円まで補助**（約 20 人） ［拡充前：月 67,000 円まで］	**拡充** **月 77,000 円まで補助**（約 90 人） ［拡充前：月 57,000 円まで］

５　私立認可外保育施設利用者への補助拡充

私立認可外保育施設に通う第１子（０～２歳児・課税世帯）について、第２子以降と同額の補助額上限に引き上げる（新設）。あわせて、全利用者を対象として補助額を拡充する。

［定期利用補助金］月 120 時間以上の月極利用契約をしていること

※　（　）内の人数は対象者数

子ども数	０～２歳児クラス		３～５歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第１子	**新設** **月 80,000 円まで補助** （約 160 人） ［拡充前：補助なし］	**拡充** **月 38,000 円まで補助** （約 20 人） ［拡充前： 月 25,000 円まで］	**拡充** **月 40,000 円まで補助** （約 170 人） ［拡充前： 月 20,000 円まで］
第２子以降	**拡充** **月 80,000 円まで補助** （約 150 人） ［拡充前： 月 67,000 円まで］	他に、国制度 子育てのための施設等利用費 月 42,000 円まで 補助あり	他に、国制度 子育てのための施設等利用費 月 37,000 円まで 補助あり

６　ベビーシッター（待機児童支援事業）利用者への補助拡充

ベビーシッター（待機児童支援事業）の第１子（０～２歳児・課税世帯）に対する補助額を、第２子以降と同額まで補助する。補助額は、月 220 時間の利用料を上限とする。

子ども数	０～２歳児		３～５歳児
	課税	非課税	所得制限なし
第１子	**新設** **月 33,000 円まで補助** （約 10 人） ［拡充前：補助なし］	国制度 子育てのための施設等利用費 月 42,000 円まで 補助あり	国制度 子育てのための施設等利用費 月 37,000 円まで 補助あり
第２子以降	月 33,000 円まで補助 （約 3 人）		

※　（　）内の人数は対象者数

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和７年７月８日

件　　名	**令和７年４月１日の保育所等利用待機児童の状況について**
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課

内　　容

１　令和７年４月１日現在待機児童数　７人

（単位：人）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4･5歳児	計
申込者数［A］（継続利用児含む）		**955**	**2,455**	**2,467**	**2,412**	**4,897**	**13,186**
保育施設在園児数	認可保育所	819	1,876	2,167	2,337	4,713	11,912
	認定こども園	1	24	33	55	157	270
	小規模保育	52	144	125	0	0	321
	家庭的保育	37	88	87	0	0	212
	公設認可外	0	16	15	13	24	68
保育施設在園児数合　計［B］		**909**	**2,148**	**2,427**	**2,405**	**4,894**	**12,783**
国定義により待機児童から除外した児童数	認証保育所利用	9	65	15	1	0	90
	幼稚園利用	0	0	1	2	0	3
	企業主導型保育利用	2	21	3	0	2	28
	育児休業※１	0	6	0	0	0	6
	私的理由※２	35	205	19	4	1	264
	求職活動休止	0	3	2	0	0	5
除外した児童数合　計［C］		**46**	**300**	**40**	**7**	**3**	**396**
待機児童数［A］－［B］－［C］		**0**	**7**	**0**	**0**	**0**	**7**

※１　復職の意思がないことを確認した場合

※２　区が他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合

２　年齢別待機児童数（各年４月１日時点）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和6年	0	5	0	0	0	0	5
令和7年	0	7	0	0	0	0	7
前年との差	増減なし	**2増**	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし	**2増**

３　地域別待機児童数（各年４月１日時点）

（単位：人）

ブロック		R6	R7
1	千住地域	0	0
2	綾瀬地域	1	0
3	中川地域	0	0
4	佐野地域	0	0
5	中央本町地域	0	0
6	梅田地域	0	0
7	西新井・島根地域	0	1

ブロック		R6	R7
8	六町地域	3	0
9	竹の塚地域	0	4
10	宮城・小台地域	0	0
11	江北・扇地域	0	0
12	鹿浜地域	1	0
13	舎人地域	0	2
14	新田地域	0	0
区全体		5	7

４　保育需要率の推移

保育を必要とする児童が全体に占める割合を示す「保育需要率」は、前年比０．２ポイント増の５６．１％となった。

令和７年４月１日時点

年齢区分	人口　① （単位：人）	保育需要数　② （単位：人）	保育需要率　③ （②/①）
0歳児	4,082 (+217)	1,079 (+102)	26.4% (+1.1ポイント)
1・2歳児	8,102 (▲229)	5,410 (▲149)	66.8% (+0.1ポイント)
3～5歳児	12,743 (▲471)	7,503 (▲173)	58.9% (+0.8ポイント)
全　体	24,927 (▲483)	13,992 (▲220)	56.1% (+0.2ポイント)

※　（）内は前年比を表す。

【参考】保育需要率の推移（各年４月１日現在）

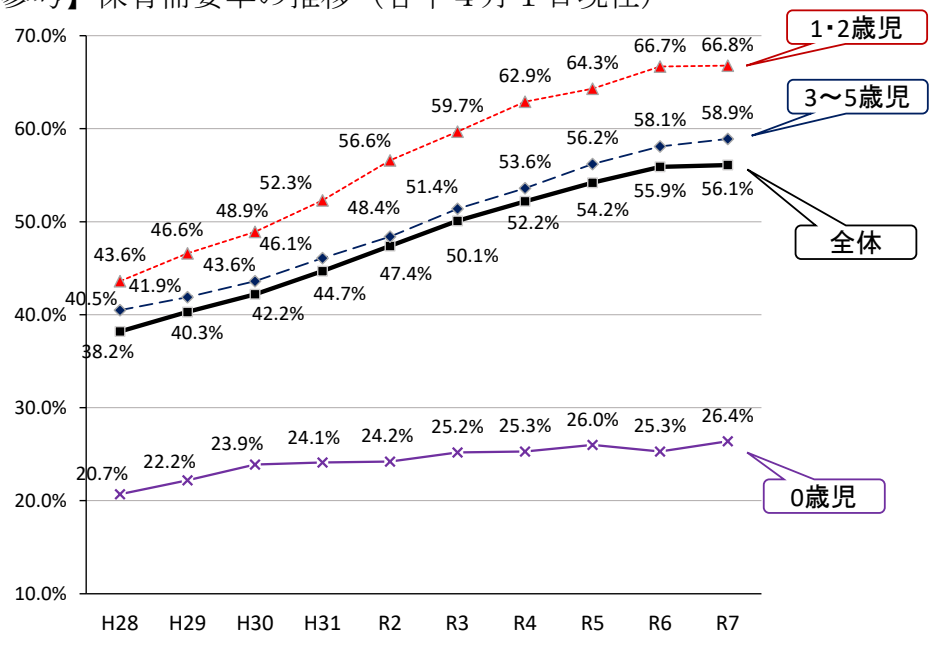

５　施設別・年齢別空き定員数（令和７年４月１日現在）

（単位：人）

R7.4.1 （前年との差）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳	合　計
認可保育所	211 (▲94)	125 (46)	129 (29)	267 (▲12)	601 (55)	1,333 (24)
認定こども園	0 (0)	5 (▲4)	7 (▲6)	23 (7)	33 (4)	68 (1)
小規模保育	76 (3)	10 (7)	37 (9)			123 (19)
家庭的保育	26 (▲7)	47 (1)	11 (▲1)			84 (▲7)
区立認可外	6 (3)	3 (3)	9 (3)	0 (0)	4 (▲3)	22 (6)
認証保育所	48 (▲19)	16 (▲16)	23 (3)	1 (▲8)	1 (▲3)	89 (▲43)
合　計	367 (▲114)	206 (37)	216 (37)	291 (▲13)	639 (53)	1,719 (0)

６　今後の方針

（１）全国的に出生数の低下が続いている中、足立区では１０年ぶりに０歳児人口が増加（＋２１７人）した。

（２）１歳児の待機児童数は増加したものの、当該年齢の空き定員数が増加しており、今後も引き続き地域ごとの詳細な保育需要の分析や、状況に応じた対策が必要である。

（３）待機児童が発生している地域は、区外からの利用者が多いため、以下のとおり令和８年度から区外在住者の入所申請における対応を変更する。

クラス年齢	現行		**変更後**	
	在勤者・在学者	非在勤者	在勤者・在学者	非在勤者
０～２歳児	▲２点	▲４点	**▲２０点**	**申請不可**
３～５歳児				**▲２５点**

１　令和７年４月１日現在の年齢別入所状況

①　特定教育・保育施設（２号認定・３号認定）

（単位：人）

		施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	管外委託（再掲）
認可保育所	公立※1	27	126	359	419	503	1,017	2,424	87	299	355	411	880	2,032	8
	公設民営	13	81	187	244	268	559	1,339	70	175	222	248	502	1,217	0
	私立※2	113	816	1,480	1,661	1,858	3,793	9,608	662	1,402	1,590	1,678	3,331	8,663	37
	小　計	153	1,023	2,026	2,324	2,629	5,369	13,371	819	1,876	2,167	2,337	4,713	11,912	45
認定こども園	幼保連携型※1	1	－	10	14	22	44	90	1	10	12	8	34	65	1
	保育所型※1	2	－	19	24	25	50	118	－	14	19	19	40	92	－
	幼稚園型※2	3	－	0	10	51	127	188	－	0	2	28	83	113	－
	小　計	6	0	29	48	98	221	396	1	24	33	55	157	270	1
幼稚園		－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	2	0	3	－
合　計		**159**	**1,023**	**2,055**	**2,372**	**2,727**	**5,590**	**13,767**	**820**	**1,900**	**2,201**	**2,394**	**4,870**	**12,185**	**46**
他自治体へ委託[再掲]									4	4	4	13	21	46	
他自治体から受託[別掲]									10	31	40	49	99	229	

※1　入所抑制を反映した入所定員
※2　利用定員数

②　特定地域型保育事業（３号認定）

（単位：人）

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	入所率
小規模保育	26	131	154	169	－	－	454	52	144	125	－	－	321	70.70%
家庭的保育※3	86	70	131	106	－	－	307	37	88	87	－	－	212	69.06%
合　計	**112**	**201**	**285**	**275**	**－**	**－**	**761**	**89**	**232**	**212**	**－**	**－**	**533**	**70.04%**
他自治体へ委託[再掲]								－	1	1	－	－	2	
他自治体から受託[別掲]								6	7	8	－	－	21	

※3　休業中の事業者の定員を除く

③　認可外保育施設

（単位：人）

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4･5歳	計	入所率
公設民営認可外	2	6	19	23	13	28	89	0	16	15	13	24	68	76.40%
認証保育所	33	201	331	307	86	42	967	147	311	284	59	94	895	92.55%
認証保育所(区外)	－	－	－	－	－	－	－	2	5	8	3	5	23	
企業主導型	－	－	－	－	－	－	－	20	104	112	19	22	277	
企業主導型(区外)	－	－	－	－	－	－	－	1	2	1	－	－	4	
合　計	**35**	**207**	**350**	**330**	**99**	**70**	**1,056**	**170**	**438**	**420**	**94**	**145**	**1,267**	

２　ブロック別定員受入可能数

（単位：人）

	保育施設空き状況 （認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、区立認可外保育所、認証保育所）						**受入可能数**
	施設数	０歳	１歳	２歳	３歳	４・５歳	
１ブロック　（千住地域）	38	92	78	47	43	99	**359**
２ブロック　（綾瀬地域）	25	46	7	7	27	61	**148**
３ブロック　（中川地域）	10	6	4	2	3	10	**25**
４ブロック　（佐野地域）	23	18	8	4	26	71	**127**
５ブロック　（中央本町地域）	25	46	8	20	5	25	**104**
６ブロック　（梅田地域）	35	32	33	19	14	73	**171**
７ブロック　（西新井・島根地域）	12	19	2	15	12	31	**79**
８ブロック　（六町地域）	29	13	12	21	21	47	**114**
９ブロック　（竹の塚地域）	32	12	4	15	17	43	**91**
１０ブロック（宮城・小台地域）	4	12	10	8	21	48	**99**
１１ブロック（江北・扇地域）	21	30	5	14	29	40	**118**
１２ブロック（鹿浜地域）	26	13	5	19	49	57	**143**
１３ブロック（舎人地域）	18	9	7	6	9	14	**45**
１４ブロック（新田地域）	8	19	23	19	15	20	**96**
合　計	306	367	206	216	291	639	**1,719**

※　「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す。
※　認証保育所以外は、令和7年5月入園分の募集人数

【参考】施設種別ごと受入可能数

（単位：人）

	施設数	０歳	１歳	２歳	３歳	４・５歳	**合計**
認可保育所	153	211	125	129	267	601	**1,333**
認定こども園	6	0	5	7	23	33	**68**
小規模保育	26	76	10	37	0	0	**123**
家庭的保育	86	26	47	11	0	0	**84**
区立認可外	2	6	3	9	0	4	**22**
認証保育所	33	48	16	23	1	1	**89**
合　計	306	367	206	216	291	639	**1,719**

【参考】待機児童数の集計方法

（単位：人）

項　　目	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日
1　不承諾児童数（転園申請・取り下げ等を除いた数）　…A	**438**	**403**
2　待機児童数に含めない児童　…B　［(1)+(2)+(3)+(4)］	**433**	**396**
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	138	121
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合 又は入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	146	※ 6
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合（ア＋イ＋ウ）	149	264
ア　保育施設利用申込書に第１希望の施設のみ記入している	65	155
イ　管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ　自宅の近く(概ね半径1㎞以内)に利用可能で空きがある「認可保育所」、「小規模保育」、「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」又は「認証保育所」 があるが希望していない	84	109
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	0	5
3　待機児童数　…C　［A−B］	**5**	**7**

※　令和６年度との数字の乖離について
　国通知「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」に基づく対応により、入園申請時の書類において「育児休業の延長を希望している」との記載ができなくなり、書面での確認がとれなくなったため

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和７年７月８日

件　　名	**居宅訪問型保育事業による医療的ケア児支援（案）について**
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課
内　　容	居宅訪問型保育事業による医療的ケア児支援に関し、令和８年度実施に向けた検討状況について、以下のとおり報告する。

１　居宅訪問型保育事業とは

障がい、疾病等により集団保育が著しく困難であり、かつ、保育を必要とする乳幼児等について、その居宅で保育士等が保育を行う事業

２　事業内容

対象児童	集団保育が困難な医療的ケア児（０～５歳） 想定人数：５人
預かり日時	平日、午前８時から午後６時までの最大８時間
対応可能な医療的ケア	①与薬　　②口腔鼻腔の痰（たん）吸引 ③経管栄養注入　④在宅酸素機材の操作 ⑤生理食塩水の吸入
人員体制	担任保育スタッフ１名（固定）が訪問し終日保育 ※　訪問看護ステーションの看護師によるバックアップ体制あり
利 用 料	無償（国・都による幼児教育・保育の無償化）

３　想定事業費

約５０，０００千円

負担割合　国：３/５、都：１/５、区：１/５

４　今後の予定

令和７年　７月　事業周知開始（区ホームページ、チラシ等）

１０月　医療的ケア児等支援委員会の開催

１１月～１２月　利用申込受付

令和８年　４月　事業開始

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和７年７月８日

件　　名	**令和７年度学童保育室待機児童の状況について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課

内　　容

１　令和７年５月１日現在待機児童数　１７９人

（１）学年別待機児童数（前年度からの増減）

学年	申請者数（対前年）	待機児童数（対前年）	待機児童率
１年	2,294 人（＋101 人）	13 人　（－29 人）	0.6%
２年	1,979 人（＋212 人）	34 人　（－55 人）	1.7%
３年	1,263 人　（－14 人）	62 人　（－43 人）	4.9%
４年	603 人　（－8 人）	43 人　（－58 人）	7.1%
５年	200 人　（＋24 人）	20 人　（－17 人）	10.0%
６年	71 人　（ ＋6 人）	7 人　（－ 7 人）	9.9%
計	6,410 人（＋321 人）	179 人（－209 人）	2.8%

（２）地域別・学年別待機児童数　（人）

地域／学年	１年	２年	３年	４年	５年	６年	合計
千住	0	2	18	5	4	2	31
綾瀬	5	8	7	3	2	0	25
大谷田・佐野	1	3	1	1	1	0	7
中央本町	2	4	4	7	3	0	20
花畑・保塚	0	0	6	4	1	0	11
竹の塚・六月	3	4	10	8	0	1	26
梅島	0	0	1	1	0	1	3
西新井・江北	1	7	4	5	4	1	22
伊興	0	2	4	1	0	1	8
鹿浜・舎人	1	4	7	8	5	1	26
新田・江南	0	0	0	0	0	0	0
計	13	34	62	43	20	7	179

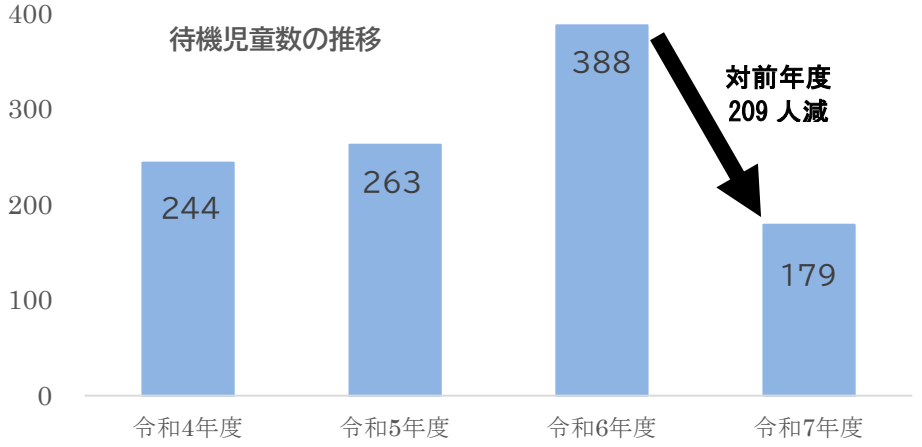

２　待機児童数集計方法の見直し

より適正な待機児童数の把握のため、見直しを行った。

見直し内容		対象学年	人数
従来の集計方法による待機児童数…（A）			317 人
1	居住地の近隣（500ｍ圏内）に希望する学童保育室以外の学童保育室があるにもかかわらず、第一希望のみを申請している。	全学年	102 人
2	他の放課後の居場所を活用している。（放課後子ども教室、図書館等の利用）	４～６年の全対象者に電話確認	9 人
3	習い事や保護者が面倒を見られるようになった等により、学童保育室が不要		27 人
１～３の合計…（B）			138 人
令和７年度待機児童数（A）－（B）			**179 人**

【参考】他自治体の例

	集計方法
例１	希望する学童保育室の近隣（徒歩 20～30 分圏内=概ね 1.2km 以内）に他の学童保育室があるにもかかわらず、第一希望のみを申請している場合、待機児童数に含めない。
例２	通学している小学校から半径 600m以内に希望する学童保育室以外に空きがある場合、待機児童数に含めない。
例３	学童保育室に定員（受入可能数）を設けていないため、全ての入室申請を受け入れている（待機児童数はゼロ）。

３　今後の待機児対策

（１）小学校内学童保育室の整備

学童需要の見込まれる地域内の小学校に直接働きかけ、余裕教室等を活用した校内学童保育室の整備を図る。

（２）民設学童保育室の誘致

学童保育室運営経費の補助額を増額するほか、これまでの公募に加え、区で物件を確保したうえで公募するなど、民間事業者が参入しやすい環境を整備していく。

（３）学童保育室以外の居場所の推進

放課後子ども教室との一体的運用や児童館特例利用の活用促進など、放課後の居場所を自由に選択できるよう確保していく。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和７年７月８日

件　　名	**こども家庭センターの機能設置について**
所管部課名	こども家庭相談室　こども家庭相談課 子ども家庭部　子ども政策課、幼稚園・地域保育課 衛生部　保健予防課 足立保健所　中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、 江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター
内　　容	**１　こども家庭センターとは** （１）令和６年から児童福祉法により設置が努力義務となった。 （２）全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関 （３）既存の関係所管に、機能を付与する形で設置が可能 **２　こども家庭センター機能設置に至った主な背景** （１）要件の緩和 こども家庭庁ガイドラインにより、建物の一体化や母子保健部門と児童福祉部門の兼務発令などの要件が必須ではなくなった。 （２）国・都の補助金の交付要件 令和９年度からこども家庭センター設置が補助金の交付要件となるため、設置しなければ区の財政負担が増える。 ア　【国】子ども子育て支援交付金（利用者支援事業） （ア）影 響 額　年間　約５，０００万円 （イ）対象経費　保健師等専門職員、子ども家庭支援員の配置　等 イ　【都】とうきょうママパパ応援事業費補助金 （ア）影 響 額　年間　約１億６，０００万円 （イ）対象経費　ファーストバースデーサポート、出産子育て応援ギフト　等 **３　こども家庭センターの運営体制等** （１）名称 足立区こども家庭センター（関係窓口に名称を掲げる） （２）対象者 区内に住所を有する妊産婦、１８歳未満の者及び保護者・家族 （３）運営開始予定 令和７年１０月１日 （４）関係する所管及び相談支援業務（Ｐ１７参照） （５）センター長及び統括支援員 ア　センター長（子ども家庭部長を充てる） 【役割】母子保健・児童福祉の両機能において一体的な相談支援が行われるように衛生部長と協議しながら全体をマネジメント

イ　統括支援員（センター長が指定）

【役割】母子保健と児童福祉の一体的運営を行うため、産前産後養育支援連絡会議の運営やサポートプラン作成など実務面での業務マネジメント

4　令和７年１０月からの母子保健と児童福祉の一体的運営の取組

項　目		現　行		令和７年１０月から
連携調整会議	新規	―	⇒	保健予防課とこども家庭相談課を中心に、継続的な連携の見直しや支援の切れ目などの解消を目的
保健衛生システムの共有	新規	―	⇒	①こども家庭相談課が予防接種・乳幼児健診情報を閲覧し、タイムリーに情報共有 ②基幹系端末の所属フォルダーを活用した情報共有 ※ ①、②ともに利用者は限定
産前産後養育支援連絡会議		月１回、こども家庭相談課と保健予防課で連絡会議を実施	⇒	継続
妊産婦支援連絡会	拡充	月１回、各保健センターと妊産婦支援係で連絡会議を実施	⇒	家庭支援係長が会議に参加し、地区保健師引継ぎ時の情報共有や役割の明確化
個別ケース会議		家庭支援係及び担当保健師による一体的な対応	⇒	継続
サポートプラン	新規	―	⇒	こどもや妊産婦・要支援家庭と一緒に支援計画を作成し、継続的なマネジメントを実施

5　今後の方針

（１）関係所管による連携調整会議において、令和７年１０月から予定されている乳幼児の全家庭訪問事業との連携を始めとして、母子保健と児童福祉の一体的な運営に資する取組を継続的に協議、実施する。

（２）将来的な一体化（建物含む）に向けての課題の整理と、運営体制のあり方を研究する。

足立区　こども家庭センター（母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関）

令和７年１０月１日予定

こども家庭センター　子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関（児童福祉法第第十条の二）

こども家庭センター

こども家庭センター長
（子ども家庭部長）

統括支援員
（こども家庭相談課長（予定））

衛生部・足立保健所

保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課
竹の塚保健センター、江北保健センター
千住保健センター、東部保健センター

母子保健機能の相談支援
（子育て世代包括支援センター）

- ASMAPの取組
- 要支援妊産婦・乳幼児家庭訪問
- こんにちは赤ちゃん訪問
- 発育・発達・育児に関する相談
  - 育児栄養相談
  - 健やか親子相談
  - 産後育児ストレス相談　等

◆乳幼児健診、予防接種、母子保健関係事業

子ども家庭部・こども家庭相談室

子ども政策課
幼稚園・地域保育課
こども家庭相談課

児童福祉機能の相談支援
（市区町村子ども家庭総合支援拠点）

- 児童家庭相談
  （児童虐待相談対応を含む）
- 養育支援訪問　新規
- （仮称）子育て家庭訪問　新規
- きかせて子育て訪問
- 保育コンシェルジュ　等

◆マイ保育園、一時保育、子育て支援関係事業

連携・協力

- 連携調整会議（※）　新規
- 保健衛生システム共有（※）　新規
- 産前産後養育支援連絡会議
- 妊産婦支援連絡会　拡充
- 個別ケース会議

妊産婦・要支援家庭等と協働でサポートプラン作成（※）　新規

７年１０月からの取組

連携調整会議
保健予防課とこども家庭相談課を中心に、継続的な連携の見直しや支援の切れ目などの解消を目的

保健衛生システム共有
こども家庭相談課が予防接種・乳幼児健診情報を閲覧し、タイムリーに情報共有

サポートプラン
こどもや妊産婦・要支援家庭と協働で支援計画を作成し、継続的なマネジメントを実施

連携機関　子育てサロン、保育園、幼稚園、児童館、学童保育室、小・中学校、福祉事務所、児童相談所、医療機関　等